

第3章 保険料の算定

1 第1号被保険者の介護保険料

(1) 3ヵ年の介護保険給付費見込み額

表 3-56 平成 24 年度～平成 26 年度の介護保険給付費の見込み

単位：千円

項 目	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	合計
介護予防サービス				
介護予防訪問介護	296,676	315,660	324,526	936,862
介護予防訪問入浴介護	170	202	224	596
介護予防訪問看護	36,973	41,364	43,299	121,636
介護予防訪問リハビリテーション	9,712	10,660	11,120	31,492
介護予防居宅療養管理指導	9,827	10,686	10,866	31,379
介護予防通所介護	316,667	335,904	343,423	995,994
介護予防通所リハビリテーション	87,999	93,260	94,543	275,802
介護予防短期入所生活介護	3,855	3,986	3,945	11,786
介護予防短期入所療養介護	1,040	1,146	1,168	3,354
介護予防特定施設入居者生活介護	125,256	139,078	174,029	438,363
介護予防福祉用具貸与	32,697	34,593	34,787	102,077
特定介護予防福祉用具販売	7,265	7,678	8,135	23,078
地域密着型サービス				
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	4,637	4,637	4,637	13,911
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0
住宅改修	37,503	39,340	41,378	118,221
介護予防支援	121,319	129,485	133,342	384,146
合計 A	1,091,596	1,167,679	1,229,422	3,488,697

単位：千円

項 目	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	合計
居宅介護サービス				
訪問介護	1,269,291	1,349,511	1,386,547	4,005,349
訪問入浴介護	66,777	75,923	81,031	223,731
訪問看護	344,990	377,700	388,319	1,111,009
訪問リハビリテーション	64,047	70,553	73,817	208,417
居宅療養管理指導	133,951	146,608	149,946	430,505
通所介護	1,487,675	1,575,677	1,608,938	4,672,290
通所リハビリテーション	608,881	643,894	651,556	1,904,331
短期入所生活介護	378,216	411,316	426,000	1,215,532
短期入所療養介護	88,402	97,317	99,190	284,909
特定施設入居者生活介護	945,200	1,047,450	1,308,518	3,301,168
福祉用具貸与	331,113	354,456	360,049	1,045,618
特定福祉用具販売	17,549	18,574	19,464	55,587
地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	0	0	0	0
夜間対応型訪問介護	3,041	3,650	4,330	11,021
認知症対応型通所介護	140,160	151,425	153,041	444,626
小規模多機能型居宅介護	87,784	117,988	176,816	382,588
認知症対応型共同生活介護	658,104	749,632	834,986	2,242,722
地域密着型特定施設入居者生活介護	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	0	48,932	134,284	183,216
複合型サービス	0	0	0	0
住宅改修	43,505	46,186	48,416	138,107
居宅介護支援	664,966	724,270	758,391	2,147,627
施設サービス				
介護老人福祉施設	2,284,755	2,303,631	2,732,226	7,320,612
介護老人保健施設	1,920,623	1,920,623	1,920,623	5,761,869
介護療養型医療施設	261,268	261,268	261,268	783,804
療養病床からの転換分	0	0	0	0
合計 B	11,800,298	12,496,584	13,577,756	37,874,638
項 目	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	第 5 期の合計
総給付費（合計 A+合計 B）①	12,891,894	13,664,263	14,807,178	41,363,335
高額介護サービス費*②	253,849	269,559	286,433	809,841
特定入所者介護サービス費③	453,009	457,481	502,229	1,412,719
審査支払手数料④	13,650	14,563	15,546	43,759
標準給付費（①+②+③+④）	13,612,402	14,405,866	15,611,386	43,629,654
地域支援事業費	293,224	336,122	357,940	987,286
保険給付費見込み額に対する割合が 3 % の金額	2.2 %	2.3 %	2.3 %	2.3 %
市特別給付費	74,507	78,628	82,668	235,803

(2) 介護給付費の財源構成

介護保険制度において、介護給付費の利用者負担（１割）を除いた財源構成は、①65歳以上の高齢者（第１号被保険者）の保険料、②40歳以上65歳未満の方（第２号被保険者）の保険料、③公費（国、県、市）で分担して負担する仕組みとなっている。

第５期から被保険者の保険料のうち、原則として21%を第１号被保険者、29%を第２号被保険者が負担することになっている。標準的な介護給付費の財源構成を示したものが、表3-57である。

表 3-57 第４期、第５期における介護給付費の財源構成

内 訳				第４期	第５期
総事業費	(総事業費の90%)	50% 保険料	第１号被保険者保険料 (65歳以上の被保険者の保険料)	20.0%	21.0%
			第２号被保険者保険料 (40歳以上65歳未満の被保険者の保険料)	30.0%	29.0%
	50% 公費	国	調整交付金※ ¹	5.0%	5.0%
			負担金	20.0% (15.0%)※ ²	20.0% (15.0%)※ ²
		兵庫県	負担金	12.5% (17.5%)※ ²	12.5% (17.5%)※ ²
		宝塚市	負担金	12.5%	12.5%
	利用者負担（総事業費の10%）				

※１ 後期高齢者数や高齢者の所得水準は市町村でばらつきがある。そのため第１号保険料率は市町村間で格差があり、それを調整するために国から交付されるもの。

※２ () 内は、施設サービス給付費の負担割合。

なお、市特別給付給付費の利用者負担（１割）を除いた財源構成は、65歳以上の高齢者（第１号被保険者）の保険料だけが財源となる。

表 3-58 財源構成(第１号被保険者保険料の割合)

内 訳		
総事業費	給付費 (総事業費の90%)	第１号被保険者保険料 (65歳以上の被保険者の保険料)
	利用者負担（総事業費の10%）	

(3) 財政安定化基金*交付金の活用

介護保険法の改正により、都道府県に設置されている財政安定化基金のうち、兵庫県が定める取崩額の1/3が県内各市町に交付される。本市では、交付額約7,900万円を活用して保険料の上昇を圧縮する。

(4)介護給付費準備基金*の取り崩し

介護給付費準備基金は、各年度の第1号被保険者保険料の余剰金を積み立てておくもので、平成23年度（2011年度）末の基金残高については、約1.8億円と見込んでいる。

国では、剰余額は、次期計画期間に歳入として繰り入れ、保険料上昇抑制に充てるべきであると示している。

第5期計画中の介護給付費準備基金の取り崩し額は、平成23年度（2011年度）末の基金残高見込み額の全額約1.8億円を取り崩すことを予定している。

(5)第1号被保険者の保険料段階の設定

本市では第4期事業計画で第10段階の保険料段階を設定した。第5期では国の「介護給付費の増加に伴い保険料負担も増大している中で、より安定的な介護保険制度運営のためには、これまで以上に、それぞれの被保険者の方の負担能力に応じて保険料賦課を設定する必要がある。」という指針が示されている。本市では、第3段階および第10段階を2分割した段階設定を取り入れ、負担能力に応じた保険料を設定する。

ア 第3段階の細分化

第3段階中に第3段階（特例）を設けた。これは従来の第3段階で収入80万円超120万円以下の方について保険料率を0.725から0.625に引き下げるものである。

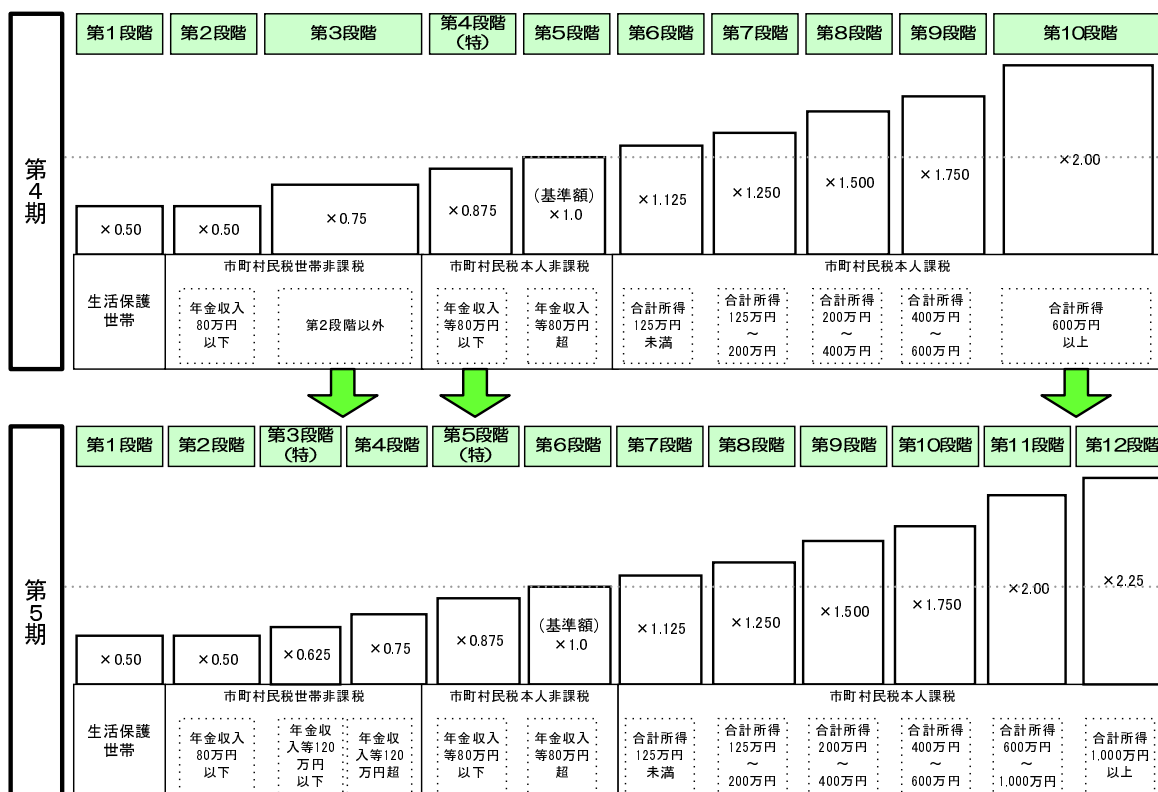
イ 基準額の特例の継続

本市では第4期において、本人の合計所得金額と課税年金収入金額を合わせて80万円以下の方については、保険者が負担軽減を講じることができるよう基準額の特例段階を設定している。第5期においても保険料率0.875で特例段階を継続する。

ウ 第12段階の設定

本人課税合計所得1,000万円以上の方の保険料率を2.000から2.250に引き上げる。

図 3-4 保険料の段階設定



(6) 第5期計画の所得段階別人数の見込み

表 3-59 第5期計画の所得段階別人数の見込み 単位：人

所得段階	所得段階別第1号被保険者数		
	平成24年度	平成25年度	平成26年度
第1段階	926	965	1,005
第2段階	9,336	9,736	10,137
第3段階(特例)	2,744	2,862	2,979
第4段階	2,949	3,075	3,202
第5段階(特例)	9,497	9,905	10,312
第6段階	5,004	5,219	5,434
第7段階	4,203	4,384	4,564
第8段階	7,398	7,716	8,033
第9段階	8,156	8,506	8,856
第10段階	1,680	1,752	1,825
第11段階	905	943	981
第12段階	1,012	1,055	1,097
計	53,810	56,118	58,425
所得段階別補正後第1号被保険者数	55,609	57,993	60,375

(7)介護保険料額の算出

第1号被保険者の保険料については、平成24年度(2012年度)から平成26年度(2014年度)までの介護保険事業に係る費用の見込み額(介護保険料収納必要額)を基に算出する。

ア 介護保険料収納必要額の積算

3年間の標準給付費、地域支援事業費に第1号被保険者負担率を乗じた費用及び市特別給付費に係る費用を合計して算出する。

標準給付費	43,629,654 千円
地域支援事業費	987,286 千円
計	44,616,940 千円

$$44,616,940 \text{ 千円} \times 21\% (\text{第1号被保険者負担率}) = 9,369,557 \text{ 千円}$$

$$+ \text{市特別給付費} \quad 235,803 \text{ 千円}$$



介護保険料収納必要額	9,605,360 千円
------------	--------------

イ 基準額の算出

介護保険料収納必要額から、以下の手順により算出する。

介護保険料収納必要額	9,605,360 千円
+	
調整交付金相当額	2,181,483 千円
-	
調整交付金見込額	1,559,141 千円
-	
介護給付費準備基金	188,316 千円
-	
財政安定化基金取崩交付金	79,931 千円
÷	
予定保険料収納必要率	98.0%
÷	
第1号被保険者数(所得段階加入割合補正後第1号被保険者数)	173,977 人



保険料基準額*(年額)	58,400 円
-------------	----------

$$58,400 \text{ 円} \div 12 = (\text{月額}) \quad 4,867 \text{ 円}$$

(8) 第5期計画の所得段階別介護保険料額

表 3-60 第5期計画の所得段階別介護保険料額

所得段階	対象者	料率	保険料額(年額)
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金の受給者で市民税非課税	基準額×0.500	29,200 円
第2段階	世帯全員が市民税非課税かつ合計所得金額と課税年金収入の合計 80 万円以下	基準額×0.500	29,200 円
第3段階 (特例)	世帯全員が市民税非課税かつ合計所得金額と課税年金収入の合計 120 万円以下	基準額×0.625	36,500 円
第4段階	世帯全員が市民税非課税かつ合計所得金額と課税年金収入の合計 120 万円超	基準額×0.750	43,800 円
第5段階 (特例)	本人が市民税非課税(世帯に市民税課税者がいる)で合計所得金額と課税年金収入の合計 80 万円以下	基準額×0.875	51,100 円
第6段階	本人が市民税非課税(世帯に市民税課税者がいる)で合計所得金額と課税年金収入の合計 80 万円超	基準額	58,400 円
第7段階	本人が市民税課税で合計所得金額 125 万円未満	基準額×1.125	65,700 円
第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額 125 万円以上 200 万円未満	基準額×1.250	73,000 円
第9段階	本人が市民税課税かつ合計所得金額 200 万円以上 400 万円未満	基準額×1.500	87,600 円
第10段階	本人が市民税課税かつ合計所得金額 400 万円以上 600 万円未満	基準額×1.750	102,200 円
第11段階	本人が市民税課税かつ合計所得金額 600 万円以上 1,000 万円未満	基準額×2.000	116,800 円
第12段階	本人が市民税課税かつ合計所得金額 1,000 万円以上	基準額×2.250	131,400 円

2 保険料の軽減

介護保険制度は、誰もが保険料を負担することで、介護の負担を社会全体で支える仕組みである。しかし、保険料を支払うことで生活困窮になるなどの低所得者で病気、災害などで突然に収入が減少することに対して軽減制度を実施している。

(1) 生活困窮者対策

対象は、保険料段階第1段階～第3段階に属する者で収入、資産、扶養状況等を考慮して生活困窮状態にあると認められる者である。

第5期事業計画において、本市独自の措置として行っている生活困窮者の軽減措置は次のとおり。

- ア 第2段階の収入合計金額*について「80 万円+20 万円×(世帯人数-1)以下」とする。
- イ 第3段階(特例)収入合計金額について「125 万円+35 万円×(世帯人数-1)以下」とする。(新規)
- ウ 第4段階の収入合計金額について「150 万円+50 万円×(世帯人数-1)以下」とする。

(2)その他の軽減

- ア 天災、火災その他これらに類する災害により財産について著しい損害を受けたとき
- イ 世帯の生計を主にする者が死亡もしくは長期間入院により収入が著しく減少したとき
- ウ 世帯の生計を主にする者が事業等の休廃止または失業等により収入が著しく減少したとき
- エ 世帯の生計を主にする者が天候不順等による農作物の不作その他これに類する理由により収入が著しく減少したとき

(3)申請書の提出

上記（１）（２）の対象となると思われる場合は、各被保険者が各該当年度又は該当期に市長に申請書を提出することで諾否が決定される。

3 保険料滞納者への対策

(1)滞納者の現状

特別徴収に該当する人は約８割を占めている。普通徴収の徴収率は約８９％となっており、保険料納付に関する啓発活動やきめ細かな納付相談が必要となる。

(2)滞納による保険給付制限

保険料を滞納した場合、滞納期間に応じて、介護保険サービスの利用にあたり、次のような給付制限が行われる。

- ア １年以上滞納すると介護サービスの費用をいったん全額支払い、申請により後から保険給付（９割）が支払われる。（償還払）
- イ １年半以上滞納すると一時的に保険給付の全部又は一部が差し止めとなる。
- ウ ２年以上滞納すると介護サービスを利用することになったときに、未納期間に応じ介護サービスの利用負担が１割から３割に引き上げられる。
また、高額サービス費の支給が受けられない場合がある。（時効による不納欠損）